



\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 受け取った退職金の課税について

退職金は長年勤務してきた者に対する慰労金として支給され、消滅する給与収入に変わって退職後の生活の支えとなるものなので、退職金に対する課税は他の所得に比べかなり優遇されています。しかし、役員等に該当して退職金を受け取った場合や短期間に2回の退職金を受け取った場合については優遇措置が限定されますので注意が必要です。今回は受け取った退職金の課税についてご紹介します。

### 1. 一般の退職金の場合

#### (1) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合

通常、退職金を受け取る際にその受給者が退職金の支払者に対して「退職所得の受給に関する申告書」を提出します。

その場合、受給した退職金から下記

(3)の退職金控除額をマイナスした金額に1/2を乗じた金額が退職所得金額となり、所得税及び復興特別所得税(以下、所得税等)と住民税が源泉徴収されます。

【例示】勤続30年の社員が退職金として2,000万円を受給した。

- i. 退職所得控除額  $800\text{万円} + (30\text{年} - 20\text{年}) \times 70\text{万円} = 1,500\text{万円}$
- ii. 退職所得金額  $(2,000\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times 1/2 = 250\text{万円}$
- iii. 所得税等の額  $(250\text{万円} \times 10\% - 97,500\text{円}) \times 102.1\% = 155,702\text{円}$
- iv. 個人住民税額  $250\text{万円} \times 10\% = 250,000\text{円}$

なお、退職所得は他の所得から分離して所得税等・住民税が計算されるため、源泉徴収のみで計算が完了しますので、上記の申告書を提出した場合には、確定申告は原則として不要になります。

#### (2) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合

何らかの理由で「退職所得の受給に関する申告書」の提出をしなかった場合、源泉徴収される所得税等の額は退職金額に20.42%を乗じて計算されます。上記の【例示】でいえば、 $2,000\text{万円} \times 20.42\% = 4,084,000\text{円}$ の所得税等が徴収されます(住民税は概算による徴収がされます)。しかし確定申告を行うことで、所得税等・住民税の額は上記(1)と同額になります。

#### (3) 退職所得控除額

上記の退職所得控除額は勤続年数に応じて、次のように計算されます。なお勤続年数を計算するうえで生じた1年未満の期間は切り上げられます。また障害者になったことより退職をした場合には、上記の退職所得控除額に100万円を加算します。

| 勤続年数  | 退職所得控除額                      |
|-------|------------------------------|
| 20年以下 | 40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円) |
| 20年超  | 800万円+70万円×(勤続年数-20年)        |

### 2. 特定役員等に対する退職金

#### (1) 特定役員等

役員としての勤続年数が5年以下である法人の取締役、監査役、理事、監事などの者が該当します。勤続年数の計算については上記1(3)と同様に1年未満の期間は切り上げられます。

#### (2) 見直しの内容

- A) 特定役員等に支給する退職金については、退職所得控除額をマイナスした後の金額を1/2することができません。
- B) 使用人分と特定役員等分の退職金を一括で受給した場合や特定役員等の勤続年数と特定役員等に該当しない勤続年数に重複する期間があった場合など、退職所得控除額の計算に一定の調整が必要となります。

#### (3) 具体例

【例示】使用人として20年間、取締役として3年間勤務した会社から、使用人退職金2,500万円と役員退職金1,000万円を一括で受給した。

- i. 特定退職所得控除額  $40\text{万円} \times 3\text{年} = 120\text{万円}$
- ii. 一般退職所得控除額  $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (23\text{年} - 3\text{年}) - 120\text{万円} = 890\text{万円}$
- iii. 退職所得金額  $(1,000\text{万円} - 120\text{万円}) + (2,500\text{万円} - 890\text{万円}) \times 1/2 = 1,680\text{万円}$

### 3. 過去4年以内に退職金を受け取っている場合

上記2の場合の他、前年以前4年以内に退職金を受け取ったことがある場合には、2回目に受け取った退職金の退職所得控除額の計算に一定の調整が必要となります。